

板柳町の用途地域の見直し（案）について（概要）

1. 趣旨

本町においては、都市計画法第8条に基づき町中心部に 227.0ha の用途地域指定により秩序ある居住環境の整備を目的として建築物の規制や誘導を行っています。

今回の用途地域の見直しは、現行の用途地域と現況の土地利用との整合性を図り、新たに用途地域を指定することで、土地利用の規制誘導および既存施設の商業機能の維持を保全し、周辺の居住環境の維持を図ることを目的としています。これにより、土地利用に適合した用途地域への変更を行います。

2. 用途地域の見直し地区・用途・見直し理由

・太田字東上林地区（6.4ha）

第2種中高層住居専用地域 ⇒ 白地地域

板柳農業振興地域整備計画において、当該地区の「ほ場整備事業」を実施するにあたり、農振農用地区域への編入が必要であるため、白地地域へ変更するものです。

・灰沼字東地区（7.4ha）

白地地域 ⇒ 第1種住居地域

現況土地利用との整合性により、居住環境の保全を図るため、第1種住居専用地域へ変更するものです。

・辻字岸田地区（0.3ha）

第1種住居地域 ⇒ 白地地域

当該地区において、板柳町下水道整備計画では、当町の用途地域内は、全て下水道整備区域となっており、現況（農地）との整合性を図り、下水道整備計画の見直しの予定があるため、白地地域へ変更するものです。

・三千石字五十嵐地区（1.0ha）

第1種住居地域 ⇒ 白地地域

板柳農業振興地域整備計画において、当該地区の「ほ場整備事業」を実施するにあたり、農振農用地区域への編入が必要であるため、白地地域へ変更するものです。

- 三千石字里見地区（0.4ha）

第一種住居地域 ⇒ 白地地域

板柳農業振興地域整備計画において、当該地区の「ほ場整備事業」を実施するにあたり、農振農用地区域への編入が必要であるため、白地地域へ変更するものです。

- 灰沼字東地区（5.4ha）

白地地域 ⇒ 第二種住居地域

既存施設の商業施設の機能の維持を図りつつ、周辺の居住環境への影響を考慮し、第二種住居地域へ変更するものです。

- 三千石字二湯地区（14.8ha）

白地地域 ⇒ 準工業地域

既存施設の工業施設、事務所・倉庫の操業環境、機能の維持を図りつつ、周辺の居住環境への影響を考慮し、準工業地域へ変更するものです。

- 辻字岸田地区（0.1ha）

準工業地域 ⇒ 白地地域

当該地区において、板柳町下水道整備計画では、当町の用途地域内は、全て下水道整備区域となっており、現況（農地）との整合性を図り、下水道整備計画の見直しの予定があるため、白地地域へ変更するものです。